

## 奈良佐保短期大学公的研究費管理等規程

制 定：平成27年4月1日

最近改正：令和3年4月1日

### (目的)

第1条 この規程は、奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、不正行為を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、補助金、委託費等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学の教職員その他の本学の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、原則として次の行為をいう。また不正行為のうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん又は盗用を「特定不正行為」という。

一 捏造：データ又は実験結果等を偽造する行為

二 改ざん：研究資料、装置又は方法を意図的に操作し、又はデータ若しくは研究成果を変え研究内容を正しく表現しない行為

三 盗用：他人の研究内容、手法又は結果等を適切な手続きを経ず流用する行為

四 不適切なオーサiership：論文等の著作者が適正に公表されない行為

五 二重投稿：既に投稿された論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為

六 人権等の侵害：研究活動に関わる者の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為

七 その他：研究経費の不適切な請求・執行行為若しくは、社会通念上、不適切と判断される行為

### (責任と権限)

第3条 本学の責任体系は、次の各項に掲げるとおりとする。

1 最高管理責任者は学長とし、本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとする。

2 統括管理責任者は副学長とし、本学における公的研究費の運営・管理について、実質的権限を有し、併せて責任を負うものとする。

- 3 コンプライアンス推進責任者は事務局長とし、本学における公的研究費の運営管理について、実質的権限を有し、併せて責任を負うものとする。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
  - 一 自己の管理監督又は指導する部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
  - 二 不正行為の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - 三 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
  - 四 自己の管理監督又は指導する部署等においての定期的な啓発活動の実施
- 5 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。

（職名の公開）

第4条 前3条の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

（経理事務）

第5条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、会計規程等により取り扱うものとする。

（相談窓口）

第6条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 相談窓口は、総務部に設置するものとし、その担当係等は公開するものとする。
- 3 相談については書面、電話、FAX、電子メール、面談等により行うことができる。

（行動規範）

第7条 不正行為を防止するため、本学の研究者等の行動規範を策定する。

（研修会等）

第8条 不正行為を防止するため、コンプライアンス教育に係る研修会の開催その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(研究者等の責務)

- 第9条 研究者等は、コンプライアンス教育に係る研修会等を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。
- 2 研究者等は、別に定める様式にて誓約書を最高管理責任者あてに提出しなければならない。
  - 3 前項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請、運営及び管理に関わることができない。

(調査委員会)

- 第10条 不正行為があつた場合又は不正行為の疑いがある事案が生じた場合には、本学における公的研究費の不正行為に関する取扱規則（以下「不正行為に関する取扱規則」という。）に基づき設置する不正行為に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）において必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の定めによる調査の結果、不正行為があつたと認められた者については、本学園就業規則及び不正行為に関する取扱規則に則り懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。
  - 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

(不正行為防止計画推進室)

- 第11条 不正行為の防止計画を推進するため、不正行為防止計画推進室を設置する。
- 2 推進室の責任者は、総括管理責任者をもって充てる。
  - 3 推進室は、統括管理責任者のほか、次の掲げる者をもって組織する。
    - 一 各学科長
    - 二 事務局長
    - 三 総務部長

(防止計画の策定等)

- 第12条 不正行為防止計画推進室は、不正行為の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。また、不正行為の防止計画は、モニタリングの結果及びリスクが顕在化した事例等を活用し、定期的な点検及び必要な改正を行う。

(執行状況の確認等)

- 第13条 コンプライアンス推進責任者及び副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、会計システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任

者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第14条 研究者等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第15条 発注又は契約する際は、会計規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(検収業務等)

第16条 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、会計規程等の定めにより行うものとし、研究者が国内で物品の購入等契約を行いかつ、研究者本人がその検収行為を行う場合は、原則として、総務部による契約の履行事実の確認を受けなければならない。

2 非常勤職員等を雇用等する場合は、総務部が日常的に勤務事実の確認を行うこととする。ただし、総務部による日常的な確認が困難な場合にあっては、定期的に確認する方法によることとする。

(出張の確認)

第17条 本学の業務遂行上必要となる出張については、所属長の承認を得るものとする。

2 出張終了後は出張報告書、旅費規程等で定められた書類その他の旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

(不正な取引を行った業者の処分)

第18条 不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(通報・告発窓口)

第19条 不正行為等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報・告発及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報・告発窓口」という。）を設置するものとする。

2 通報・告発窓口は、総務部に設置するものとする。

3 通報・告発窓口の担当係等は、公開するものとする。

4 通報・告発窓口への通報等を行う者（以下「通報・告発者」という。）は、不正行為等に関する

る通報等を、通報・告発窓口に対し、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により行うことができる。

- 5 通報等を受け付ける場合、個室で面談等、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなどし、通報内容や通報・告発の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

(不正行為等に関する報告)

第20条 通報・告発窓口不正行為等に関する通報・告発及び情報提供があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(使用ルール等の理解度の確認)

第21条 不正行為防止計画推進室は、不正行為を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

(不正行為防止に向けた措置)

第22条 不正行為防止計画推進室は、不正行為の防止に向けた取組みの状況を本学の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

(監査制度)

第23条 公的研究費の適正な管理のため、公正かつ的確な内部監査を実施するものとする。

(内部監査)

第24条 内部監査を行う者は、業務監査及び会計監査を実施するとともに監事及び監査法人と連携して不正行為の防止に努めるものとする。

- 2 内部監査を行う内部監査部門は総務部とする。
- 3 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施するとともに、公的研究費の管理体制の不備の検証を行うものとする。
- 4 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化をはかるとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上をはかる。
- 5 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監

査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、公的研究費等の運営・管理のあり方等について定期的に意見交換を行うものとする。

- 6 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底するものとする。

#### (監事)

第25条 本法人の監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、理事会等において定期的に報告を行うものとする。

- 2 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因の不正防止計画への反映及び不正防止計画の適切な実施を確認し、理事会等において定期的に報告を行うものとする。
- 3 監事が第25条第1項及び第2項を適切に実施できるよう、内部監査部門、不正行為防止計画推進室及びその他関連部署は、監事と連携し、適切な情報提供等を行うものとする。

#### (コンプライアンス教育・啓発活動の実施)

第26条 最高管理責任者は、構成員の意識向上を図るため、行動規範を策定する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。
- 3 公的研究費を申請、使用及び管理に関わる教職員等は、コンプライアンス教育の研修会等に参加し、所定様式の誓約書を、コンプライアンス推進責任者に提出しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対して、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を四半期に一度を目途に実施しなければならない。

#### (規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、教授会及び理事会の議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。